

区民意見の概要と区の考え方（国民健康保険に関する事務）

項目	意見の概要	区の考え方
その他(制度・手続きに対するご意見)		
一	国民健康保険加入者は、原則75歳から後期高齢者医療制度に切り替わるので、今回の特定個人情報保護評価は、後期高齢者医療制度も同時に行うべきではないか。	<p>特定個人情報保護評価は、「特定個人情報保護評価指針第6の2(2)」により、特定個人情報ファイルに対する重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することとされております。</p> <p>「国民健康保険に関する事務」及び「後期高齢者医療に関する事務」は、平成27年度にそれぞれ特定個人情報保護を実施したところですが、「国民健康保険に関する事務」では、重要な変更にあたる特定個人情報を取り扱う委託範囲を拡大することとなったため、特定個人情報保護評価を再実施いたしました。</p> <p>なお、区民意見聴取を必要とする各事務において重要な変更を加えようとするときは、今後順次、今回と同様の手続きによりご意見を伺ってまいります。</p>
一	マイナンバーの利用は、災害時の対応で輻輳する電話回線の変わりの安否確認や、転出入届、国民健康保険の加入届など、自宅でインターネットを利用して、区役所に届出に行かなくても手続きが行えるようにすべきである。	<p>マイナンバーは、災害時には、被災者台帳の作成に関する事務や被災者生活再建支援金の支給に関する事務で利用できます。また、インターネットを利用した各種の申請等については、マイナンバーカードの機能の1つである電子証明書を活用した方法が国において検討されており、平成29年7月のマイナポータル運用開始後、順次サービスが開始される予定です。区においても、個人情報の保護等に配慮しながら、区民の皆様の利便性向上のため、マイナンバー及びマイナンバーカード利用について国や都と連携しながら進めてまいります。</p> <p>なお、今後の国のマイナンバーに関するスケジュールにつきましては、内閣官房ホームページにて、資料「マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)」(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/pdf/faq7-4.pdf)にまとめられていますのでご参照ください。</p>

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

■:平成27年9月の法改正によるもの

★:マイナンバー法の改正が必要なもの

	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (H32年)
マイナンバー			<p>▼【2017年7月から】情報提供ネットワークシステムの本格運用開始</p> <p>マイナンバーの利用開始 ・社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会） ・税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載） ・災害対策分野（被災者台帳の作成）</p>	<p>【2018年～】○預貯金口座への付番</p> <p>日本年金機構は、2017年5月末までの間で政令で定める日までは、マイナンバーの利用ができない</p>		
			<p>【★2019年通常国会（目途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p>			
					<p>（▼【2018年度から段階的運用開始】 医療等分野における番号）</p>	
マイナンバーカード		<p>【2016年1月から】 マイナンバーカードの交付</p>	<p>▼【2016年4月から】国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す</p> <p>▼【2016年1月以降順次】各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討、旧姓併記等の券面記載事項の充実</p>			
			<p>【2016年から順次】 ▼【2017年以降】キャッシュカード・クレジットカードとしての利用の実現に向けて検討 公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用</p>			
			<p>【2017年度中】 医療保険のオンライン資格確認システム整備</p>		<p>【2018年度から段階的運用開始】 健康保険証としての利用</p>	
マイナポータル			<p>【2017年から順次、同年7月から本格運用開始】 マイナポータルの運用開始 ・情報提供等記録表示・自己情報表示・プッシュ型お知らせサービス・ワンストップサービスの提供 具体的には、 ・国民年金保険料のワンクリック免除申請 ・医療費通知を活用した医療費控除申告手続きの簡素化 ・税・社会保険料のクレジットカード納付 ・e-Taxやねんきんネット、民間サービスとの連携 ・電子私書箱機能を活用したワンストップサービス（引越・死亡等のライフイベントなど）の提供 ・テレビ・スマートフォン等利用チャネル拡大</p>			
			<p>▼【2017年7月以降】子育てワンストップサービスの検討</p>			
				<p>▼【2018年を目途】特定健診データを個人が電子的に把握・利用可能に</p>		